

令和6年度亀山市地域防災計画変更の概要

【修正の要因】

- ① 全編共通
令和6年度亀山市機構改革への対応（部署名及び役割の修正）
- ② 共通編
南海トラフ地震被害想定について、能登半島地震の教訓及び本市の地形特性の反映
- ③ 地震対策編・風水害対策編
避難要領の柔軟化及び避難生活環境の質的向上のための修正
- ④ 気象予警報の基準値変更に伴う修正
- ⑤ 南海トラフ地震対策推進計画
- ⑥ 経年変化等による修正

【修正箇所および修正内容】

区分	ページ	修正内容
全編共通		交通・広報対策部の設置、産業建設対策部を建設対策部とし、新たに産業環境対策部を設置、子ども未来部の設置に伴う業務区分の修正等 上記に伴い、交通対策班を設置 市民対策部を運用の柔軟性を確保するため、支援班及び関支所班の2コ班編成に修正
共通編 第1章 第1節 4 地震が及ぼす影響	8	孤立化の恐れがある地域として、安坂山地区(安楽・池山・坂本)及び関町白木一色、関町坂下地区(坂下・沓掛・市瀬)、関南部地区(関ヶ丘・福德・久我・越川・金場)、加太地区の5つの地域に修正

区分	ページ	修正内容
地震対策編 第1章第1節第9 2 避難所の選定における 留意事項	4 1	・ 状況に応じ段階的に開設するとともに、原則「スフィア基準」の準用を記述 ・ 災害の状況にあった避難行動が取れるよう修正するとともに、車両避難の検討について記述
第2章第10節第1 4 避難要領 3 避難準備	1 3 5	・ これまで「原則徒歩」としてきたが、災害の状況や各自の状況に合った避難行動が望ましいことから、特性にあった柔軟な避難行動が行えるよう内容を修正 ・ これまでの災害の教訓から車中避難の有効性が言われていることから、車中避難の検討について追記
南海トラフ地震対策推進計画 第4章第3節第2 1 配備基準 2 臨時情報発表後の活動 3 災害対応をとるべき期間	2 1 4 2 1 5 2 1 6	・ 令和6年8月の「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応の教訓を踏まえ、亀山市に地震動がある場合と地震動がない場合に区分 ・ 上記を踏まえ、地震動を伴わない場合の配備基準を明記 ※ 地震動を伴う場合は、地震対策編の配備基準を準用 ・ 臨時情報発表に適切に対応できるよう、各種臨時情報発表時の本部活動の方針的事項を追記 ・ 南海トラフ地震基本計画に基づき、対応すべき期間を明記
南海トラフ地震対策推進計画 第4章第3節第5 1 地域住民等の避難準備及び避難	2 1 8	・ 地震動を伴う場合と、伴わない場合に区分し、行うべき活動内容を明記
風水害対策編 第2章第3節第1 1 予警報	2 5 6 2 5 8	・ 警報等発表基準の変更に伴い修正

